

中京区シンボルマーク使用基準

(目的)

第1条 この基準は、中京区シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマーク)

第2条 シンボルマークは別紙のとおりとする。

(権利)

第3条 シンボルマークに関する一切の権利は京都市中京区役所が所有する。

(使用申請)

第4条 シンボルマークは、中京区を広く周知するとともに、区民のつながりやふれあいを深め、区民の地域に対する愛着意識の高揚と地域の活性化を図ることを目的とする場合に、中京区長（以下「区長」という。）の承認を得て使用することができる。

2 シンボルマークの使用を希望する者は、「中京区シンボルマーク使用申請書」（第1号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (2) 京都市が主催、共催又は後援する事業において使用目的に沿って使用するとき。
- (3) 個人が営利目的以外で使用するとき（例：名刺への貼付、SNSでの発信など）。
- (4) その他区長が使用を適当と認めたとき。

(使用承認)

第5条 区長は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、速やかに同条の使用目的に基づき審査し、次条各号のいずれかに該当するときは除き、使用を承認するものとする。

2 区長は、前項の審査に際し、申請者に対して企画書等の参考となる資料の提出を求めることができる。

(使用を認めない場合)

第6条 区長は、次のいずれかに該当するときは、シンボルマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するとき。
- (2) 宗教的又は政治的な目的を有するとき。
- (3) シンボルマークの利用者が提供する物品やサービス等の品質・安全性を保証し、又は保証すると誤解を与え、又は与える恐れがあると認められるとき。
- (4) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用する恐れがあると認められるとき。
- (5) シンボルマークそのものを商品化しようとするとき。
- (6) その他区長が使用を認めることが適当でない判断したとき。

(通知)

第7条 区長は、使用を承認したときは「中京区シンボルマーク使用承認通知」（第2号様式）、承認しないときは「中京区シンボルマーク使用不承認通知」（第3号様式）により、それぞれ通知するものとする。

2 区長は、シンボルマークの使用に際し、必要に応じて条件を付すことができる。

(成果物の提出)

第8条 シンボルマークの使用者は、シンボルマークを使用した成果物について、完成後、速やかに区長へ提出しなければならない。ただし、成果物の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

(遵守事項)

第9条 シンボルマークの使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) シンボルマークの色や形状を変更しないこと。
- (2) 承認を受けた内容に限り使用すること。
- (3) シンボルマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(使用料)

第10条 シンボルマークの使用料は無料とする。

(承認の取消)

第11条 区長は、シンボルマークの使用がこの基準に違反していると認める場合、使用の承認を取り消すことができる。

(事故、苦情の処理)

第12条 シンボルマーク使用の承認を受けた事業に係る事故、苦情又は損害等が発生した場合は、使用者が自己の責任において必要な措置を講じることとし、中京区役所は一切の責任を負わない。

(報告等)

第13条 区長は、シンボルマークの使用に対して、必要と認める場合には、その使用に関して報告を求めるとともに、シンボルマークの使用中止又は使用した物品等の回収を求めることができる。

附則

この基準は、令和元年9月6日から施行する。